

議案第 36 号

北本市公民館設置及び管理条例等の一部改正について

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(北本市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 北本市公民館設置及び管理条例(昭和 58 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 地区公民館利用料金の上限額の表を次のように改める。

地区公民館利用料金の上限額

館名	利用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 午後 0 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
南部 公民 館	研修室 (和室)	650 円	850 円	850 円	2,350 円
	会議室	300 円	400 円	400 円	1,100 円
	講義室	400 円	550 円	550 円	1,500 円
	体 育	全面	1,750 円	2,350 円	2,350 円

	室	2分 の1 面	900円	1,200 円	1,200 円	3,300 円
		8分 の1 面	250円	300円	300円	850円
東 部 公 民 館	研修室 (和室)		700円	950円	950円	2,600 円
	講義室		500円	700円	700円	1,900 円
	軽 ス ポ ー ツ 室	全面	700円	900円	900円	2,500 円
		2分 の1 面	350円	450円	450円	1,250 円
視聴覚室		700円	950円	950円	2,600 円	
西 部 公 民 館	研修室 (和室)		700円	950円	950円	2,600 円
	会議室		400円	550円	550円	1,500 円
	第1講義 室		1,150 円	1,500 円	1,500 円	4,150 円
	第2講義 室		1,150 円	1,500 円	1,500 円	4,150 円
	体 育 室	全面	1,750 円	2,350 円	2,350 円	6,450 円
3分 の1		600円	800円	800円	2,200 円	

	面					
	9分 の1 面	200円	300円	300円	800円	
	ミーティ ング室兼 軽スポー ツ室	1,100 円	1,500 円	1,500 円	4,100 円	
北 部 公 民 館	研修室 (和室)	450円	650円	650円	1,750 円	
	講義室	850円	1,150 円	1,150 円	3,150 円	
	体 育 室	全面	1,750 円	2,350 円	2,350 円	6,450 円
		2分 の1 面	900円	1,200 円	1,200 円	3,300 円
		8分 の1 面	250円	300円	300円	850円
中 丸 公 民 館	研修室 (和室)	650円	850円	850円	2,350 円	
	講義室	950円	1,250 円	1,250 円	3,450 円	
	創作室	600円	800円	800円	2,200 円	
	調理室	700円	950円	950円	2,600 円	
	ホ ー	全面	1,750 円	2,350 円	2,350 円	6,450 円

ル	4 分 の 1 面	4 5 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	1, 6 5 0 円
---	-----------------	---------	---------	---------	---------------

備考

- 1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）が利用する場合の利用料金の上限額は、それぞれの額に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 中学生以下の者で構成される団体（教育委員会が別に定める基準に該当するものに限る。）が体育室、軽スポーツ室（ミーティング室兼軽スポーツ室を含む。）又はホールを利用する場合の利用料金の上限額は、それぞれの額に50パーセントを乗じて得た額を控除した額とする。

（北本市立集会所設置及び管理条例の一部改正）

第2条 北本市立集会所設置及び管理条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第23条関係）

市立集会所利用料金の上限額

利用時間	午前 午前9時～ 午後0時	午後 午後1時～ 午後5時	夜間 午後6時～ 午後10時	全日 午前9時～ 午後10時
施設名				
北本市立南部集会所	6 5 0 円	9 0 0 円	9 0 0 円	2, 4 5 0 円
北本市立東部集会所	8 5 0 円	1, 1 5 0 円	1, 1 5 0 円	3, 1 5 0 円
北本市立西部集会所	1, 0 0 0 円	1, 3 5 0 円	1, 3 5 0 円	3, 7 0 0 円
北本市立北部集会所	9 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 2 0 0 円	3, 3 0 0 円
北本市立中	9 0 0 円	1, 2 0 0	1, 2 0 0	3, 3 0 0

丸集会所		円	円	円
------	--	---	---	---

備考 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）が利用する場合の利用料金の上限額は、それぞれの額に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

（北本市学習センター設置及び管理条例の一部改正）

第3条 北本市学習センター設置及び管理条例（平成6年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第24条関係）

学習センター利用料金の上限額

利用時間		午前 午前9時～ 午後0時	午後 午後1時～ 午後5時	夜間 午後6時～ 午後10時	全日 午前9時～ 午後10時
ア リ ー ナ	全面	1,750 円	2,350 円	2,350 円	6,450 円
	2分の 1面	900円	1,200 円	1,200 円	3,300 円
	8分の 1面	250円	300円	300円	850円
集会室		1,050 円	1,400 円	1,400 円	3,850 円
学習室		850円	1,150 円	1,150 円	3,150 円
和室		700円	900円	900円	2,500 円

備考

1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）が利用する場合の利用料金の上限額は、それぞれの額に100パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。

2 中学生以下の者で構成される団体（教育委員会が別に定める

基準に該当するものに限る。) がアリーナを利用する場合の利用料金の上限額は、それぞれの額に50パーセントを乗じて得た額を控除した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(北本市公民館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北本市公民館設置及び管理条例別表第1に定める利用料金の上限額は、令和7年4月1日以後に施設を利用する場合について適用し、同日前に施設を利用する場合については、なお従前の例による。

(北本市立集会所設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の北本市立集会所設置及び管理条例別表に定める利用料金の上限額は、令和7年4月1日以後に施設を利用する場合について適用し、同日前に施設を利用する場合については、なお従前の例による。

(北本市学習センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の北本市学習センター設置及び管理条例別表に定める利用料金の上限額は、令和7年4月1日以後に施設を利用する場合について適用し、同日前に施設を利用する場合については、なお従前の例による。